

インフルエンザ様疾患集団発生報告要領（その１）

1 報告基準

インフルエンザ様疾患集団発生報告（以下「報告」という。）の対象は、次の各号のいずれかに該当するに至った時点のものとし、その状況を速やかに報告するものとする。

ただし、一旦報告したものが終息し、再び発生の場合には同様の報告を行うものとする。

- (1) インフルエンザ様疾患により、「休校」、「学年閉鎖」又は「学級閉鎖」を行うとき（それぞれ学校早退、学年早退又は学級早退を含むものとする）。
- (2) 継続する集団発生で、「学級閉鎖」の処置であったものが、その後「学年閉鎖」もしくは「休校」に変更になったとき。
- (3) 継続する集団発生で、「学年閉鎖」の処置であったものが、その後「休校」に変更になったとき。
- (4) 幼稚園、保育所、児童館において学級閉鎖等の処置を行わないが、インフルエンザ様疾患患者が10名以上又は全児童（生徒）の半数以上発生した場合。

2 報告事項

インフルエンザ様疾患集団発生状況調査票（別紙様式１）により報告するものとする。

3 報告先及び報告方法

所轄保健所の感染症対策の担当にFAXにより速やかに報告する。保健所は健康福祉企画課にFAXにより速やかに報告する。

《報告先電話番号、FAX番号》

保健所担当課名		電 話 番 号	F A X 番 号
村 山	保健企画課 感染症予防担当	0 2 3 - 6 2 7 - 1 1 0 5	0 2 3 - 6 2 7 - 1 1 2 6
最 上	地域保健福祉課 感染症予防担当	0 2 3 3 - 2 9 - 1 2 6 8	0 2 3 3 - 2 3 - 7 6 3 5
置 賜	生活衛生課 感染症予防担当	0 2 3 8 - 2 2 - 3 0 0 2	0 2 3 8 - 2 2 - 3 0 0 3
庄 内	保健企画課 感染症対策担当	0 2 3 5 - 6 6 - 4 9 2 0	0 2 3 5 - 6 6 - 4 9 3 5

インフルエンザ様疾患集団発生報告要領（その２）

1 報告基準

インフルエンザ様疾患集団発生報告（以下「報告」という。）の対象は、次の各号のいずれかに該当するに至った時点のものとし、その状況を速やかに報告するものとする。

ただし、一旦報告したものが終息し、再び発生の場合には同様の報告を行うものとする。

- (1) インフルエンザ様疾患により、「休校」、「学年閉鎖」又は「学級閉鎖」を行うとき（それぞれ学校早退、学年早退又は学級早退を含むものとする）。
- (2) 継続する集団発生で、「学級閉鎖」の処置であったものが、その後「学年閉鎖」もしくは「休校」に変更になったとき。
- (3) 継続する集団発生で、「学年閉鎖」の処置であったものが、その後「休校」に変更になったとき。

2 報告事項

インフルエンザ様疾患集団発生状況調査票（別紙様式１）により報告するものとする。

3 報告先及び報告方法

所轄保健所の感染症対策の担当へＦＡＸにより速やかに報告する。また、教育庁スポーツ保健課にＦＡＸと電話により速やかに報告する。保健所は健康福祉企画課にＦＡＸにより速やかに報告する。

《報告先電話番号、ＦＡＸ番号》

	電 話 番 号	F A X 番 号
教育庁スポーツ保健課	０２３－６３０－２８９１	０２３－６３０－２８９３

	保健所担当課名	電 話 番 号	F A X 番 号
村 山	保健企画課 感染症予防担当	０２３－６２７－１１０５	０２３－６２７－１１２６
最 上	地域保健福祉課 感染症予防担当	０２３３－２９－１２６８	０２３３－２３－７６３５
置 賜	生活衛生課 感染症予防担当	０２３８－２２－３００２	０２３８－２２－３００３
庄 内	保健企画課 感染症対策担当	０２３５－６６－４９２０	０２３５－６６－４９３５

インフルエンザ様疾患集団発生報告要領（その３）

１ 報告基準

インフルエンザ様疾患集団発生報告（以下「報告」という。）の対象は、次の各号のいずれかに該当するに至った時点のものとし、その状況を速やかに報告するものとする。

ただし、一旦報告したものが終息し、再び発生の場合には同様の報告を行うものとする。

- (1) インフルエンザ様疾患により、「休校」、「学年閉鎖」又は「学級閉鎖」を行うとき。
（それぞれ学校早退、学年早退又は学級早退を含むものとする）。
- (2) 継続する集団発生で、「学級閉鎖」の処置であったものが、その後「学年閉鎖」もしくは「休校」に変更になったとき。
- (3) 継続する集団発生で、「学年閉鎖」の処置であったものが、その後「休校」に変更になったとき。

２ 報告事項

インフルエンザ様疾患集団発生状況調査票（別紙様式１）により報告するものとする。

３ 報告先及び報告方法

学校は、インフルエンザが集団的に発生（初発）し、臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、休校等）の措置をとる場合は、市町村教育委員会にＦＡＸにより速やかに報告する。市町村教育委員会は所轄保健所及び教育事務所へ、また、教育事務所は教育庁スポーツ保健課へ報告する。保健所は健康福祉企画課にＦＡＸにより速やかに報告する。

《報告先電話番号、ＦＡＸ番号》

	電 話 番 号	F A X 番 号
教育庁スポーツ保健課	０２３－６３０－２８９１	０２３－６３０－２８９３

	保健所担当課名	電 話 番 号	F A X 番 号
村 山	保健企画課 感染症予防担当	０２３－６２７－１１０５	０２３－６２７－１１２６
最 上	地域保健福祉課 感染症予防担当	０２３３－２９－１２６８	０２３３－２３－７６３５
置 賜	生活衛生課 感染症予防担当	０２３８－２２－３００２	０２３８－２２－３００３
庄 内	保健企画課 感染症対策担当	０２３５－６６－４９２０	０２３５－６６－４９３５

インフルエンザ様疾患集団発生報告要領（その４）

1 報告基準

インフルエンザ様疾患集団発生報告（以下「報告」という。）の対象は、次の各号のいずれかに該当するに至った時点のものとし、その状況を速やかに報告するものとする。

ただし、(1)については(1)による報告後さらに死亡者又は重篤患者がでた場合についてはその都度、(2)については一旦報告したものが終息し、再び発生の場合には同様の報告を行うものとする。

(1) インフルエンザ様疾患による死亡者又は重篤患者が１週間以内に２名以上発生した場合

(2) インフルエンザ様疾患患者が１０名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

2 報告事項

インフルエンザ様疾患集団発生報告書（別紙様式２）により報告するものとする。

3 報告先及び報告方法

所轄保健所の感染症対策の担当にＦＡＸにより報告する。保健所は健康福祉企画課にＦＡＸにより速やかに報告する。

《報告先電話番号、ＦＡＸ番号》

保健所担当課名		電 話 番 号	F A X 番 号
村 山	保健企画課 感染症予防担当	０２３－６２７－１１０５	０２３－６２７－１１２６
最 上	地域保健福祉課 感染症予防担当	０２３３－２９－１２６８	０２３３－２３－７６３５
置 賜	生活衛生課 感染症予防担当	０２３８－２２－３００２	０２３８－２２－３００３
庄 内	保健企画課 感染症対策担当	０２３５－６６－４９２０	０２３５－６６－４９３５